

## <報道発表資料>

令和3年2月22日

〈環境省、栃木県、群馬県、茨城県同時発表〉

### 栃木県が回収した死亡野鳥における高病原性 鳥インフルエンザウイルス確定検査陽性について

令和3年2月15日に栃木県栃木市で回収されたハヤブサ1羽の死亡個体について国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門が確定検査を実施したところ、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）が検出された旨報告がありました。

#### 1 経緯

2月15日（月）

- ・栃木県が栃木市内で回収したハヤブサ1羽の死亡個体について簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルス陽性と判明。
- ・同日、環境省が回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定。  
（加須市、羽生市、久喜市の一部が野鳥監視重点区域に該当）

2月22日（月）

- ・国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門が確定検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）を検出。

#### 2 今後の対応

##### （1）野鳥に係る対応

- ・野鳥監視重点区域における監視強化を継続する。
- ・環境省と調整の上、野鳥監視重点区域内における、野鳥でのウイルス感染範囲の状況把握、感染源の推定や更なる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的とした緊急調査（鳥類調査、死亡野鳥調査等）を実施する予定。

##### （2）家きんに係る対応

- ・県内の全ての家きん飼養者に対し情報提供を行い、注意喚起するとともに、引き続き農場への野鳥等の侵入防止対策、消毒実施及び異常家きんの早期通報の徹底を指導する。
- ・なお、確認地点を中心に半径3km以内に家きん飼育農場はないため、農林水産省の「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜防疫指針」に基づく立入検査等の対応はない。

### 3 留意事項

- ・鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人には感染しないと考えられています。
- ・日常生活において、鳥の糞便等にふれた場合には、手洗いとうがいをしていただけでも、過度に心配する必要はありません。
- ・なお、現場での取材については、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

#### <参考> 関連情報

- 環境省のホームページ ([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/))

#### <問い合わせ先>

環境部みどり自然課（野鳥に関すること）

野生生物担当 窪田・加島

内線 3143 外線 048-830-3143

農林部畜産安全課（家きんに関すること）

家畜衛生担当 伊藤

内線 4175 外線 048-830-4175